

事務連絡
平成25年2月12日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
がん対策・健康増進課長

受動喫煙防止対策について

健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定された受動喫煙防止対策については、「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発第0225第2号厚生労働省健康局長通知。以下「平成22年健康局長通知」という。）及び「受動喫煙防止対策の徹底について」（平成24年10月29日付け健発1029第5号厚生労働省健康局長通知。）により、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示し、特に、多数の者が利用する公共的な空間については全面禁煙を原則とした上で、全面禁煙が極めて困難である場合においても、「喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある」と施設管理者に求めているところである。

平成22年7月30日には、「受動喫煙防止対策について」（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡。以下「平成22年事務連絡」という。）により、施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて周知を図ったところであるが、未だに、施設出入口付近に喫煙場所が設けられ、その結果、施設利用者が喫煙場所からのたばこの煙の曝露を受ける事例が指摘されている。

受動喫煙を防止するためには、平成22年健康局長通知の趣旨及び平成22年事務連絡に鑑みて、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置が講じられるよう、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。